

注 文 書

1. 契約番号 2026001109
2. 件 名 令和 8 年度大崎市ちびっ子広場等遊具更新工事
3. 納入場所 大崎市古川小野字西館 16 番地 外
4. 期 間 令和 8 年 月 日から令和 9 年 3 月 1 0 日まで
5. 別添書類
 - (1) 特記仕様書
 - (2) 工事箇所一覧
 - (3) 設計内訳書
 - (4) 遊具図面
 - (5) 遊具写真
6. 担 当 課 大崎市民生部子育て支援課

特記仕様書

第1章 総 則

1. 本件は総て大崎市契約規則、設計図書及び宮城県土木工事共通仕様書による外、本特記仕様書、参考明細書に基づいて施工し、さらに施工にあたっては工事箇所及び周辺にある既存の施設、上地下の工作物に対し支障を及ぼさないよう事前に占有、もしくは所有者の立会いを得て施工を行い、日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」の基準に基づき施行すること。もし損害等を与えた場合は請負者の責任において処置しなければならない。

第2章 材 料

1. 材料の規格並びに材質は「設計内訳書」に明示されたものとし、製品については「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」に合致した SP マーク付き製品でなければならない。

第3章 建設副産物処理

1. 本件において発生する建設副産物については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき適正に処理すること。
2. 屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用については本工事に含まれているので、適正に処理すること。
3. 受注後は、速やかに施工計画書の中に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設産業物処理計画書を作成し、提出するものとする。
4. 建設産業物を処理した後は、速やかに建設副産物処理結果報告書に、処理状況を確認できる写真及び建設産業物処理に係るマニフェストを提出するものとする。

第4章 その他

1. 本件に着手する前に、必要であれば関係官庁との協議を行い、第三者へ支障のないように努めること。
2. 本件等における下請負・資材調達、大崎市内の企業を活用することを原則とする。また、着手後に発注者が指定した主要資材については、完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。
3. 暴力団等の排除について
 - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団等排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力

を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

4. 入札金額は、消費税相当額を除いた金額を記入すること。
5. 積算内訳書を添付すること。（別添設計内訳書に記入可）
6. 別紙「設計内訳書」に記載された内容を基準とし、同等以上も可とする。ただし、同等以上とする場合は、受付期間内に質問書を提出し、可否について確認を取ること。なお、質問書には見積参加業者自らが同等以上であることを確認した資料（比較表等）を添付すること。
7. 本工事は、週休2日工事【現場閉所型】の対象である。
8. 受注者は、対象期間の開始日から28日毎に、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。
9. 当初積算時には4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行っており、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。

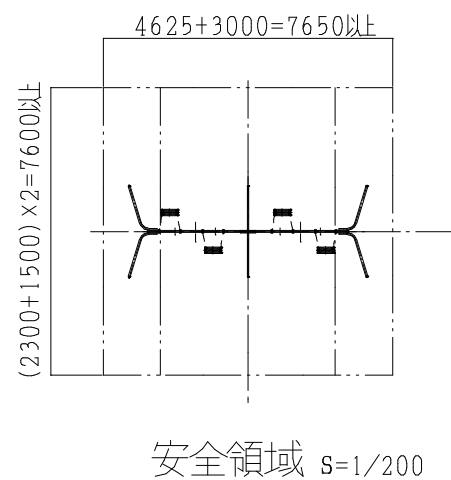
工事箇所一覧

番号	整理番号	名 称	地 区	所 在 地
1	8-4	小野梅香院ちびっ子広場	長岡	古川小野字西館16番地
2	1-40	稲葉・立江公園	古川	古川西館三丁目5番内
3	70-3	田尻放課後児童クラブ	田尻	田尻通木字新一所谷1-1
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				

【設計内訳書】

件名：令和8年度大崎市ちびっこ広場等遊具更新工事

整理番号	ちびっこ広場名	品名	規格・寸法	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)	備考
8-4	小野梅香院ちびっこ広場	解体撤去処分	既設2連ブランコ	1	基			
8-4	小野梅香院ちびっこ広場	移設	既設ベンチ	1	基			古川城西住宅第一ちびっこ広場へ移設
1-40	稲葉・立江公園	解体撤去処分	既設滑り台	1	基			
1-40	稲葉・立江公園	解体撤去処分	既設砂場	1	基			
70-3	田尻放課後児童クラブ	ブランコ改修	4連ブランコ本体 H=2300	1	基			
		組立据付・基礎工事		1	基			
		解体撤去処分	既設4連ブランコ	1	基			
70-3	田尻放課後児童クラブ	解体撤去処分	既設滑り台	1	基			
70-3	田尻放課後児童クラブ	解体撤去処分	既設木製遊具	1	基			
小計				1	式			
諸経費				1	式			
消費税				10	%			
合計								



特 記 事 項	鋼材部は、電気亜鉛メッキ処理材を使用し、プライマー処理後無鉛合成樹脂塗装仕上げを施す。 ボルト、ナット類は、ステンレス又は、電気メッキ処理材を使用する。 製品は、（一社）日本公園施設業協会 SP表示認定及びISO9001認証取得企業製造品とする。 製品は、（一社）日本公園施設業協会 団体賠償責任保険に加入した製品とする。		名称	中型4連ブランコ	記号		縮尺	1/40
			作図		図番			
			対象年齢	3～12歳				
			物件NO					

小野梅香院ちびっ子広場



小野梅香院ちびっ子広場



稲葉・立江公園



田尻放課後児童クラブ



田尻放課後児童クラブ



田尻放課後児童クラブ



古川城西住宅第一ちびっ子広場

